

## 徳島市 I J U 等就労支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第 1 条 徳島市 I J U 等就労支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和 30 年徳島市規則第 14 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 条 この補助金は、市内に所在する認可保育施設（私立認可保育園（所）、私立認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設）又は企業主導型保育施設（以下、「私立保育所等」という。）における保育士・幼稚園教諭・保育教諭（以下、「保育教諭等」という。）を確保し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 徳島県外出身者 徳島県外で 15 年以上居住していた者をいう。
- (2) 県内在住者 補助金申請提出時に徳島県内に居住する者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有している者
- (2) 徳島県内に居住する者
- (3) 補助対象年度の 4 月 1 日から 10 月 1 日までの間に、私立保育所等の保育教諭等として採用された次のいずれかに該当する者
  - ア 私立保育所等を運営する事業者（以下「採用事業者」という。）に正規職員（常勤）として採用された者
  - イ 採用事業者に非常勤職員として採用された後、当該採用事業者正規職員（常勤）として採用されることとなった者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 徳島県外出身者で、徳島県内に転入し、徳島市内の私立保育所等に正規職員として就職した者
  - イ 徳島県外で 1 年以上の職務経験があり、徳島県内に転入し、徳島市内の私立保育所等に正規職員として就職した者
  - ウ 徳島県外出身者で、徳島県内の保育士養成学校に入学するため、徳島県内に転入し、当該学校を卒業してから 1 年以内に徳島市内の私立保育所等に正規職員として就職した者
  - エ 県内在住者で、社会人を対象とする徳島県内の保育士養成学校を卒業してから 1 年以内に徳島市内の私立保育所等に正規職員として就職した者
  - オ 県内在住者で、徳島市内外の保育施設等の勤務の離職から 3 年以上経過し、徳島市内の私立保育所等に正規職員として就職した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象者とししないものとする。

- (1) 常勤・非常勤問わず、徳島県内の私立保育所等（認可外保育施設を含む）で勤務経験がある者。（前第4号オに該当する者は除く。）
- (2) 採用事業者が運営する私立保育所等の保育教諭等で、県外から県内へ転入した者
- (3) 施設長、主任保育士（ただし、当該保育所等が主任保育士選任加算を受けている場合に限る）又はこれに類する管理職業務等に従事しており、保育業務に専念していない者
- (4) 過去に徳島市U I Jターン保育士応援補助金交付要綱に基づく一時金の交付を受けたことがある者

（補助金の交付要件及び額）

第5条 補助金の交付要件や額については、次の各号に掲げる一時金の種類に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 移住支援一時金 前条第1項第4号ア又はイに該当する者が別表で定める対象経費を支出した場合、金200,000円を上限に支給する。ただし、補助対象年度の9月30日までに支出したものに限り、対象経費に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (2) 応援一時金 前条第1項第3号に規定する期間に採用された日から補助対象年度の3月31日まで継続して私立保育所等に勤務した場合、金300,000円を支給する。

（移住支援一時金の事前協議）

第6条 移住支援一時金の交付を受けようとする者は、補助対象前年度の2月1日から補助対象年度の10月31日までに、あらかじめ移住支援一時金交付申請事前協議書（以下「事前協議書（移住）」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等勤務（採用）証明書（様式第2号）（第4条第1項第3号イに該当する者については、非常勤職員としての証明書及び正規職員（常勤）としての証明書を提出すること）
- (2) 履歴書（第4条第1項第4号イに該当する者については、徳島県外で1年以上就職したことが分かる経歴を記入すること。）

（移住支援一時金の額の内示）

第7条 市長は、前条の規定による事前協議書（移住）の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、移住支援一時金の内示を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を移住支援一時金交付内示通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（移住支援一時金の交付申請及び請求）

第8条 移住支援一時金交付内示通知書を受けた者は、補助対象年度の4月1日から10月31日までに、移住支援一時金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 別表で定める移住に必要な対象経費の金額が分かる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(移住支援一時金の交付決定及び交付指令)

第9条 市長は、前条に掲げる書類の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、移住支援一時金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を移住支援一時金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、交付決定後、移住支援一時金を交付するものとする。

(応援一時金の事前協議)

第10条 応援一時金の交付を受けようとする者は、補助対象前年度の2月1日から補助対象年度の10月31日までに、あらかじめ応援一時金交付申請事前協議書(以下「事前協議書(応援)」という。)(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育所等勤務(採用)証明書(様式第2号)(第4条第1項第3号イに該当する者については、非常勤職員としての証明書及び正規職員(常勤)としての証明書を提出すること)

(2) 履歴書(第4条第1項第4号イ又はオに該当する者については、徳島県外で1年以上就職したことが分かる経歴又は、徳島市内外の保育施設等の勤務の離職から3年以上経過したことが分かる経歴を記入すること。)

※上記(1)及び(2)については、移住支援一時金も併せて申請する場合は写しで可

(応援一時金の額の内示)

第11条 市長は、前条の規定による事前協議書(応援)の提出があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、応援一時金の内示を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を応援一時金交付内示通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(応援一時金の交付申請及び請求)

第12条 応援一時金交付内示通知書を受けた者は、補助対象年度の3月20日から3月31日までに、応援一時金交付申請書兼請求書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

※上記(1)及び(2)については、移住支援一時金も併せて申請する場合は写しで可

2 前項の書類を申請した者は、補助対象年度の3月31日まで継続して勤務したことがわかる保育所等在職証明書(様式第9号)を、補助対象年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(応援一時金の交付決定及び交付指令)

第13条 市長は、前条に掲げる書類の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、応援一時金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を応援一時金交付決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、交付決定後、応援一時金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、申請者が次のいずれかの一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取り消しを命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により一時金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わないとき。

(関係書類の保存)

第15条 交付決定者は、補助金に関する書類を補助対象年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(勤務状況の調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、申請者が勤務する私立保育所等における勤務状況について、調査をすることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、書類等の検査をすることができる。
- 3 交付決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表 移住支援一時金対象経費

<p>採用された私立保育所等で勤務を開始するまでに支払った経費及び補助対象年度の9月30日までに支払った経費(私立保育所等で勤務するために徳島県内へ転入する場合に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住のために必要な引っ越し代金</li> <li>・移住のために必要な旅費 (就労を希望する方が採用事業者との面談及び施設見学のため徳島市に赴いた場合の旅費など)</li> <li>・賃貸に係る礼金(敷金は除く)、仲介手数料、家賃</li> <li>・保育所等で使用する被服、教材、書籍</li> <li>・保育所等への通勤に要する移動用自転車(自動車・バイクは除く)</li> <li>・その他移住に伴い購入した生活用品・備品</li> </ul>
---	---

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する事前協議書(移住)及び第10条に規定する事前協議書(応援)の提出その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。